

第9編 年間獲得ポイント

第901条 目的

JEF に登録された競技者が主催競技会及び公認競技会において毎競技年度に獲得した成績を換算集計し、各競技者の年間における活動状況を数値化し、乗馬技能の一層の研鑽と馬術競技会の普及発展に資することを目的とする。

第902条 集計と公表

1. 障害馬術、馬場馬術、総合馬術、エンデュランス競技の4競技ごとに選手と馬匹が獲得したポイントをもとに順位を付けリストを作成する。
2. 集計したリストは随時 JEF ウェブサイトに掲載する。

第903条 ポイントの集計

①障害馬術競技

グレードごとに選手と馬匹の獲得したポイントを集計する。

【選手】

対象年度に出場した公認競技会で獲得したポイントを集計する。

【馬匹】

全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程に基づき、グレードごとに集計する。

- ・ 大障害Aは、大障害Aの基準で実施する競技
- ・ 大障害Bは、大障害Bの基準で実施する競技
- ・ 中障害Aは、中障害Aの基準で実施する競技
- ・ 中障害Bは、中障害Bの基準で実施する競技
- ・ 中障害Cは、中障害Cの基準で実施する競技
- ・ 中障害Dは、中障害Dの基準で実施する競技

②馬場馬術競技

クラスごとに選手と馬匹のポイントを集計する。

【選手】

対象年度に出場した公認競技会で獲得したポイントを集計する。

【馬匹】

全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程に基づきクラスごとに集計する。

③総合馬術競技

主催競技及び公認競技会の成績に基づきポイントを付与し、各クラスの選手、馬匹ごとに集計する。

総合馬術ポイント配点基準

順位	クラス					
	CCI/CCN			EV100	EV90	EV80
	3*	2*	1*			
1	300	250	200	150	100	50
2	280	240	180	140	90	40
3	260	220	160	130	80	35
4	240	200	140	120	70	30
5	220	180	120	110	60	25
6	200	160	110	100	55	20
7	180	140	90	80	45	10
8	160	130	80	70	40	8
9	140	120	70	60	35	6
10	120	100	60	50	30	4
11	100	80	50	40	25	3
12	90	70	40	30	20	2
13	80	60	30	20	15	1
14	70	50	20	10	8	1
15	60	40	10	5	4	1

④エンデュランス競技

主催競技及び公認競技会の成績に基づきポイントを付与し、選手、馬匹ごとに集計する。

【距離ポイント】

- ・ 距離ポイントは完走した選手、馬匹にそれぞれ付与され、その競技の実測距離 (km) とする。

【順位ポイント】

- ・ 順位ポイントは、完走した選手、馬匹にそれぞれ付与される。
- ・ 1位の選手、馬匹は距離ポイントと同等のポイントが付与する。
- ・ 6位までは順位が1位下がる毎に1位の順位ポイントの0.1倍(小数点以下切り捨て)ずつ減じて順位ポイントが付与する。
- ・ 7位以下については6位と同じ順位ポイントが付与する。

【BC 賞ポイント】

- ・ ベストコンディション賞となった選手、馬匹にそれぞれ BC 賞ポイントを付与する。
- ・ 1 位の人馬がベストコンディション賞となった場合、その順位ポイントの 0.15 倍（小数点以下切り捨て）を BC ポイントとして付与する。
- ・ 2 位以下の人馬がベストコンディション賞となった場合、1 位の順位ポイントと当該人馬の順位ポイントの差を BC ポイントとして付与する。

第 9 0 4 条 集計の締め切り

年間獲得ポイントは、障害馬術競技ならびに馬場馬術競技の公認競技会については、全日本馬術大会の出場資格締切日までの競技会を対象とする。総合馬術競技ならびにエンデュランスについては、12 月末日までの主催および公認競技会のポイントを対象として集計する。